四十四　売渡新株予約権　法第百七十九条の二第一項第四号ロに規定する売渡新株予約権をいう。
四十五　売渡株式等　法第百七十九条の二第一項第五号に規定する売渡株式等をいう。
四十六　株式等売渡請求　法第百七十九条の三第一項に規定する株式等売渡請求をいう。
四十七　売渡株主等　法第百七十九条の四第一項第一号に規定する売渡株主等をいう。
第二条第二項第三十四号中「第百五十一条」を「第百五十一条第一項」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第三十三号を第三十六号とし、第二十五号から第三十二号までを三号ずつ繰り下げ、同項第二十四号中「第百十七条第六項」を「第百十七条第七項」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項中第二十三号を第二十六号とし、第十四号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十三号中「第三十八条第二項第三号」を「第三十八条第三項第三号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号中「第三十八条第二項第二号」を「第三十八条第三項第二号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号中「第三十八条第二項第一号」を「第三十八条第三項第一号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。
十二　設立時監査等委員　法第三十八条第二項に規定する設立時監査等委員をいう。
十三　監査等委員　法第三十八条第二項に規定する監査等委員をいう。
第二条第二項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。
四　業務執行取締役等　法第二条第十五号イに規定する業務執行取締役等をいう。
第二条第二項に次の八号を加える。
百十四　責任追及等の訴え　法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。
百十五　株式交換等完全子会社　法第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。
百十六　最終完全親会社等　法第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。
百十七　特定責任追及の訴え　法第八百四十七条の三第一項に規定する特定責任追及の訴えをいう。
百十八　完全親会社等　法第八百四十七条の三第二項に規定する完全親会社等をいう。
百十九　完全子会社等　法第八百四十七条の三第二項第二号に規定する完全子会社等をいう。
百二十　特定責任　法第八百四十七条の三第四項に規定する特定責任をいう。
百二十一　株式交換等完全親会社　法第八百四十九条第二項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。
第二条第三項第五号ロ(3)を同号ロ(4)とし、同号ロ(2)中「又は第四百二十七条第一項」を削り、同号ロ(2)を同号ロ(3)とし、同号ロ(1)中「法」の下に「第三百三十一条第六項、」を加え、「、第四百条第三項、第四百二十五条第一項第一号ハ又は第四百二十七条第一項」を「又は第四百条第三項」に改め、同号ロ(1)を同号ロ(2)とし、同号ロ(2)の前に次のように加える。
(1)　当該会社役員が社外取締役であることにより次に掲げる行為を要しないこととしていること又は要しないこととする予定があること。
(i)　法第三百二十七条の二の規定による説明
(ii)　第七十四条の二第一項の理由の株主総会参考書類への記載
(iii)　第百二十四条第二項の理由の事業報告への記載又は記録
第二条第三項第七号イを次のように改める。
イ　当該候補者が当該株式会社の取締役に就任した場合には、社外取締役となる見込みであること。
第二条第三項第七号ロからホまでを削り、同号ヘ(2)を同号ヘ(3)とし、同号ヘ(1)中「法」の下に「第三百三十一条第六項、」を加え、「、第四百条第三項、第四百二十五条第一項第一号ハ又は第四百二十七条第一項」を「又は第四百条第三項」に改め、同号ヘ(1)を同号ヘ(2)とし、同号ヘ(2)の前に次のように加える。
(1)　当該候補者を社外取締役であるものとして置くことにより次に掲げる行為を要しないこととする予定があること。
(i)　法第三百二十七条の二の規定による説明
(ii)　第七十四条の二第一項の理由の株主総会参考書類への記載
(iii)　第百二十四条第二項の理由の事業報告への記載又は記録
第二条第三項第七号ヘを同号ロとし、同項第八号イを次のように改める。
イ　当該候補者が当該株式会社の監査役に就任した場合には、社外監査役となる見込みであること。
第二条第三項第八号ロ(1)中「又は第四百二十七条第一項」を削り、同項第十九号イを次のように改める。
イ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるもの
(1)　当該株式会社に親会社等がある場合　当該親会社等並びに当該親会社等の子会社等（当該株式会社を除く。）及び関連会社（当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む。）
(2)　当該株式会社に親会社等がない場合　当該株式会社の子会社及び関連会社
第二条第三項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げる。
「第二章　子会社及び親会社」を「第二章　子会社等及び親会社等」に改める。
第三条の次に次の一条を加える。
（子会社等及び親会社等）
第三条の二　法第二条第三号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、同号ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。
2　法第二条第四号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、ある者（会社等であるものを除く。）が同号ロに規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。
3　前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。
一　他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合
イ　民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
ロ　会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
ハ　破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
ニ　その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
二　他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
イ　他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。
(1)　自己の計算において所有している議決権
(2)　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
(3)　自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
(4)　自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権